

令和3年第20回

荒川区教育委員会定例会

令和3年10月22日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和3年荒川区教育委員会第20回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和3年10月22日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎
小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教 育 総 務 課 長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
原 田 正 伸
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 報告事項

ア 東京都におけるリバウンド防止措置期間終了後の学校(園)運営について

イ 小学校における特別支援教室拠点校の増設(報告)

(2) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和3年第20回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。議事録の署名委員は、坂田委員、小林委員御両名にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

8月27日開催の第16回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、皆様に御確認いただいたところでございます。

本日、特に御意見等がなければ承認といたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議なしとのことで承認といたします。

9月10日開催の第17回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は報告事項2件となっております。

初めに、報告事項ア「東京都におけるリバウンド防止措置期間終了後の学校(園)運営について」を議題といたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 よろしくお願いいたします。リバウンド防止期間が24日に終了いたしますので、学校(園)向けの通知文の案を作成いたしました。基本的な感染対策を継続することに変更ございません。先回の通知との変更点は網かけの部分ですが、例えば1の(4)、寒くなりますので、換気なども気温低下の際は適宜工夫して実施することですとか、2の(1)ですけど、運動会や学芸会の家族の人数は、今まで2名と限定していましたが、2名という限定は外しまして、人数を制限するなど工夫して行うこと。また、教室内の参観も密になるので実施しないこととしていましたけれども、感染対策に留意しながら行うことといたしました。それから、教育活動を行う上で必要な調理実習、歌唱、身体的接触を伴う活動もこれまで禁止でしたけれども、感染対策に留意しながらどちらも実施となります。

次のページの、の英語発表会や連合展示会、合唱鑑賞教室、図画工作展なども実施の方向で準備をしているところです。

感染がやや落ち着いておりますので、教育活動でできるところはできるだけ実施をし、また、第6波が来るような兆候がありましたら、素早くまた感染予防に気を付けていくという形で考えてございます。説明は以上です。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

繁田委員 一つよろしいですか。変更後、それでもまだ「・・・留意して行うこと」という記

載があるじゃないですか。結論的にいうと、コロナの前とこれからとで具体的にはどこが違うというか、もちろん、留意というのはあるのでしょうけれども、ほとんど同じと考えていいの。多分こういう書き方だと具体的なルールではないので、守らなければいけないということではなくなってきたのかなと思うのですけど。

学務課長 そういう意味では、コロナの基本的な対策は継続しておりますので、コロナ発生前とやはり取組が全然違うかなと認識しているのですけれども、基本的な感染対策をしながら、できるだけ教育活動は実施していきましょうというスタンスになっております。

繁田委員 一般的にはマスクであるとか、手洗いとかそういうことはいかがですか。

学務課長 継続で実施しております。

繁田委員 それはそうですよね。それ以外はもう普通、活動に関しては特に制限はないということでしょうか。

学務課長 工夫しながら、できるだけ実施していくと考えています。

繁田委員 よかったですね。一日も早く、前にやっていた活動が全部、子どもたちが参加できるといいなと思いました。以上です。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。小林委員。

小林委員 具体的な変更ということで、今、御説明がありました。運動会、学芸会、学習発表会等の活動に関しては、従来は保護者については2名だったのを、それをもう少し人数を増やす、あるいは教室内の参観に関しては、今まではやっていなかったけれども、今後は感染対策に留意して行う、そういうことだと思われま。もう少し事例を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

指導室長 運動会、学芸会、学習発表会につきましても、これまでは一律でということでしたけど、小林先生からお話があったとおりなのですけれども、学校によりまして、施設の大きさですとか、児童数、生徒数が違いますので、そこに順応をした形で実施できればと考えております。

私の勤めていた学校で申し上げますと、昨年、児童数が100人に満たない第六瑞光小学校と、500人を超える瑞光小学校では、やはり保護者の参加の仕方も変わってまいります。ですので、瑞光小学校は児童数が多いのですけれども体育館が狭いものですので、保護者の参加についてはかなり制限をしないと難しいと。一方で、第六瑞光小学校は、保護者の方が今までは2名だったところを、もう少し広げておじいさん、若しくはおばあさんという形で広げて開催できるだろうということで、大きな違いはそこにあるのかなと。各学校の判断で実施を進められると、具体的には違ってくるのかなと思ってございます。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育部長 よろしいですか補足で。運動会とかもそうなのですけれども、それ以外にも授業につきましても、今まで家庭科では調理実習をやっていなかったのですが、今後は調理実習もやるという方向にしております。あと、身体的接触を伴う活動では、体育も比較的孩子もたちが触れ合うようなものについてはなるべくやらないという形にしていたのですけれども、それにつきましても今回は緩めるような形にしております。

ただ、教育活動とは違って、通常の行事といいますか、例えば餅つき大会みたいなものについては、飲食を伴う教育活動以外の行事については、当面の間中止という形で仕切らせていただいております。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

坂田委員 よろしいですか。留意点のところで、「有事の際の校（園）内体制について検討し、整えておくこと」というのが網かけで入っていますけれども、これについては、具体的にはどういうことを校長先生方に話される予定なのですか。

指導室長 網かけしたということでこれまで入れていなかったところなのですけれども、これまでも校長会でこのようなお話をさせていただいたところです。ただ実際に、臨時休業になったときは、学校の方が慌ててしまうことがありまして、そこで、指導主事がサポートに入ったということ、そして先日、九峡小で実際に臨時休業に入ったときにも、やはり、準備はしつつも、実際となりますとなかなかうまくいかないところがありました。改めてここで臨時休業のときにはどのように授業を進めていくのか、中心となって機器をサポートするのは誰ですとか、そういうものを決めていけたらということで、こちらの方に改めて示させていただきました。

さらに具体的に申しますと、授業のオンラインも一斉に、例えば小学校ですと1年生や2年生は、実際に同時配信をすることが可能なかどうか。大きな学校ですと難しい場合には、先日、九峡小がやりましたが、1・3・5年生を前半に行い、後半に2・4・6年生、それを数珠つなぎでやっていく、そういう工夫を事前に用意してほしいということで記載しております。

坂田委員 なるほど。練習をしなくても分かることと、やっぱりやってみないと分からないことがあるのではないかと思います。例えば校内の通信の具合みたいなものというのは、理屈だけではやっぱり分からなくて、実際に試してみないと分からないということで、先ほどのような授業ですと、例えばZOOMを学内から一定数、実際に接続して通信状況に問題がないとか、そういうのが確認できるといいと思うのです。

場合によっては、既にやっている学校もあるのかはしれませんけれども、1回生徒に持ち

帰ってもらってできるかどうか確認してみるとか、そういったことをやってもいいのかなと思うのです。

指導室長 ありがとうございます。実際、先月にすべての小・中学校で持ち帰りをさせて、オンライン授業に対して予行練習ということで行ってございます。

坂田委員 すべての学校でやられたのですね。どこの学校だったか張り紙が貼ってあったので見たのですけれども、分かりました。

指導室長 九峡小で実際に、1・3・5年生を前半、2・4・6年生を後半でやりましたら、初めの方は御家庭の方から授業配信がつかないという連絡がありました。1・3・5年生が授業をやって、そのような電話は手の空いていた2・4・6年生の先生たちが対応できたということは大きな収穫だったということがありました。仮に臨時休業に入ったときには、そういう体制を初めは組みつつ、徐々に全校で同時にという形に進んでいくことが、より円滑に進むかと、現在のところは考えてございます。

坂田委員 分かりました。

指導室長 ありがとうございます。

教育長 長島委員、どうぞ。

長島委員 東京都からの要請について、リバウンド防止措置期間が10月24日に終了して、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間という文言があるのですが、これを受けて、今回の園長先生、校長先生への通知だと思うのですが、特にコロナの感染状況が変わらなければ、大体11月30日くらいまでということも想定して、この通知を出している、そういう理解でよろしいのか、ここは特に意識はないのか、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

学務課長 御指摘のとおり、基本的対策徹底期間を一つの目途としていますので、その時点で、またさらに感染が収束するのか、あるいは第6波が来るのかによっては、この通知を再度また。これまでも緊急事態宣言の延長とか、そのたびに出してきていますので、折々でタイムリーな内容で出していきたいと考えてございます。

長島委員 分かりました。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項イ「小学校における特別支援教室拠点校の増設」についてを議題といたします。大久保教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 資料に従いまして、御説明申し上げます。初めにポイントでございますが、特別支援教室の利用者増に伴いまして、汐入東小学校、第二峡田小学校、赤土小学校、第六

日暮里小学校を、令和4年度より特別支援教室拠点校とし、発達障がい等で特別な支援を必要とする児童に対する教育の充実を図ってまいります。

概要です。初めに1の目的でございます。発達障がい等で特別な支援を必要とする児童に対する教育の充実のため、巡回指導教員の移動時間を短縮しまして、指導時間の確保を図ることを目的としております。現在、拠点校4校体制から、令和4年度より拠点校を4校増設し、拠点校を8校体制といたします。

「特別支援教室利用児童数・教員数の推移」の表を2に掲載いたしております。平成29年度に、小学校特別支援教室を開設してから5年目となりまして、令和3年度の通室児童数は、平成29年度に比べて143名増の327名、1.78倍となっております。巡回指導教員も14名増の33名となっております。

3の拠点校と巡回校の編成でございます。別添資料にございますとおり、現行の拠点校は、第二瑞光小学校、第四峡田小学校、尾久宮前小学校、第二日暮里小学校で、それぞれ瑞光地区、峡田地区、尾久地区、日暮里地区の小学校を巡回校としております。

令和4年度以降は、もう一枚おめくりいただいた資料にございますとおり、各地区に拠点校を一つずつ増設いたしまして、3校を1グループに編成して巡回指導を行います。拠点校は、移動時間がなくなります。また、巡回する学校も近くの学校2校となりますので、教員の移動時間が短縮できまして、その分を指導時間に充てることができます。

またお戻りいただきまして、説明資料の裏面でございますが、4では、令和3年4月の人数で積算いたしました各拠点校別の通室児童数をお示ししております。拠点校間で通室児童数の差が大きく開かないよう、今年度の数値から、新規拠点校及びグループ分けを配慮したところでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。小林委員。

小林委員 この趣旨ですけれども、要するに、第二瑞光小から汐入小学校や汐入東小学校に行くと、やはり移動時間がかなりかかるということですね。

教育センター所長 はい。さようでございます。

小林委員 通室の児童数が、今御説明にありましたように増加傾向、142名増加で1.78倍も増加しているということです。これは対象となる児童・生徒の増加か、あるいは通室することに関してあまりためらいがなくなっているのか、その辺りどうでしょうか。

教育センター所長 後者の方は非常に大きいと考えております。私どもも特別支援教室の周知につきましては、毎年取り組んでおりますが、社会的にも特別支援教育への理解が広がっているという流れもありまして、特別支援教室を使ってみようという保護者の方のハードルが

下がっているところがございます。

教育長 私から申し上げるのもなんですけれども、そういった保護者の理解が進んだことと併せて、教員側の理解も進んでいまして、特別支援教室に通わせることによって、通常の授業で発達障がいの子たちが落ち着きを見せるようになった、若しくは、担任の教諭が巡回指導教諭と意見交換をすることによって、子どもの特質を正しく理解することができるようになったなど、教員側としても効果があるということが認知されてきたこともあります。支援を必要とする子どもたちの数も増えてきていることは一方でありますけれども、それ以上に教員側と子どもさんの御家庭側の理解が進んだということが大きいものと思っています。

小林委員 分かりました。特別支援教育は非常に重要な分野ですので、理解が深まったということは本当にいいことだと思います。いろいろ大変なことはあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

教育センター所長 ありがとうございます。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。

繁田委員 確認というか状況を把握していないところがあると思うので教えていただきたいのですが、ここに書いてくださっている利用児童数、令和3年3月27日という数字があると思うのですが、これらの児童はいずれも、その下の拠点校のどこかにこの人数がいらっしやると、それとも、一部の児童はこの拠点校以外のところで、アドバイスを受けながら授業を受けたりしているということはあるのですか、ちょっとその辺がわからないので教えてください。

教育センター所長 今の指導は、お子さんが在籍する学校に教員が拠点校から移動して、そこで指導をするようになっていきますので、今まで通級と言っていた拠点になる学校に通うというのと逆の発想でやっております。そうすることで、子どもたちの移動負担が減り、お友達という時間が確保できるようになります。

繁田委員 通常の学級で、児童はみんな学校に通学をしているということですか。

教育センター所長 はい。自校で指導を受けております。

繁田委員 分かりました、そういうクラスがあるというわけではないのですね。

教育センター所長 特別に作っているのではなくて、各学校で指導を受ける部屋を作りまして、ある授業のときだけそこへ移動して、巡回してきた先生に指導を受けるという形になっております。

繁田委員 なるほど、そういうことですか。

教育長 大体週に1回午前とか午後とか、2時間くらいですね。

教育センター所長 はい。2時間ほどとなっております。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは本件については以上とさせていただきます。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 教育委員会の日程のところを御覧いただければと思います。中学校長会との懇談会、昨年実施することができませんでした。2月10日木曜日、14時からを想定してございます。ただ、今後の感染状況等にもよりますけれども、可能であればオンラインも含めて実施をしたいと考えてございますので、また状況に合わせましてお知らせをさせていただければと思います。

11月12日については、先日も申し上げましたように、第四中学校で教育委員会を実施しますので、御確認を頂ければと思います。以上でございます。

教育長 以上をもちまして教育委員会令和3年第20回定例会を閉会いたします。

了